

1 交通再編に向けた実施計画の策定

令和2年6月～令和3年1月	関連施策の具体化に向け検討、住民説明
令和3年2月頃	実施計画の策定、国へ認定申請
令和3年9月頃	実施計画の認定
令和3年10月頃～	段階的に交通再編を実施

2 法改正の動き

① 地域公共交通利便増進実施計画に向けた対応

「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」が成立した。現行の「地域公共交通網形成計画」に代わる「地域公共交通計画」を根拠とした、「地域公共交通利便増進事業」において、「等間隔運行」「利用者が使いやすい運賃等」に関する記述が追加され、現在、前橋市が進めている都心幹線の形成等の方向性により合致するものと考えられる。

② 独占禁止法の適用除外における共同経営の議論

乗合バス事業の独占禁止法の適用除外にかかる特例法が可決され、令和2年内に施行となる見通し。前橋市の目指す交通再編を実現するためには、ダイヤ調整だけでなく、共同経営等による運転手や車両の再配置、利便性の高い運賃施策も重要な視点となるため、円滑な進め方に繋がることが期待される。

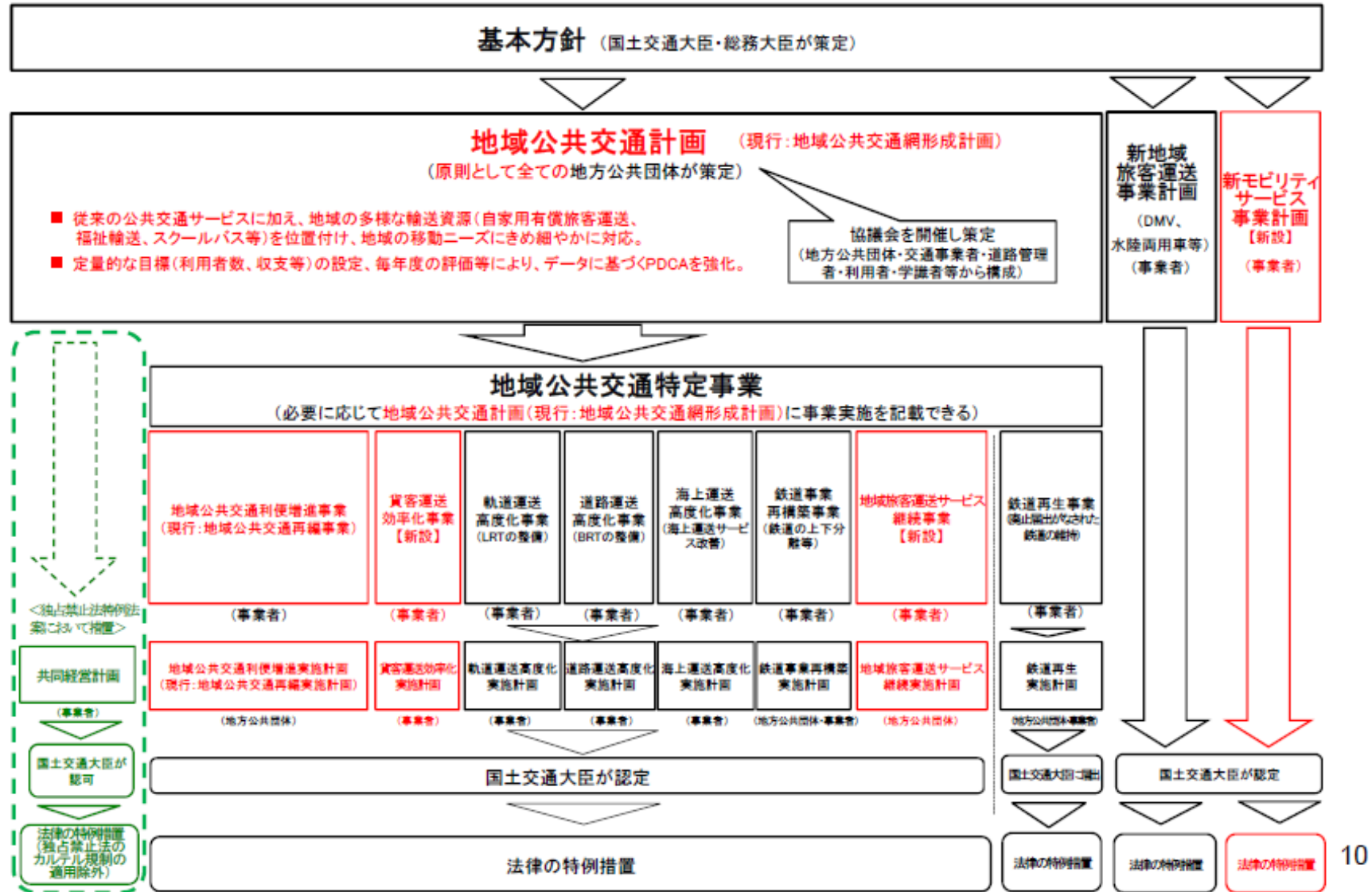
3 委託路線バスの見直し及び代替移動手段の導入検討

交通再編を進めていくにあたり、交通ネットワーク全体として収支の改善が求められている。バス路線網の効率的な見直しに併せ、自転車施策やA I配車システムを活用したデマンド交通などの代替移動手段の導入、また、マイタクの在り方も含め検討を進めていく。

また、バスを含めた複数の交通手段を円滑に乗り換えられるよう、乗換え環境の改善やM a a S環境の構築を進め、利用者にとって利用しやすい交通ネットワークを目指していく。

➤法改正に併せ、網形成計画修正を含め、実施計画の策定等に柔軟に対応する

地域公共交通活性化再生法の基本スキーム(改正案)



既存の公共交通サービスの改善の徹底（利用者目線による路線の改善、運賃の設定）

【現状】

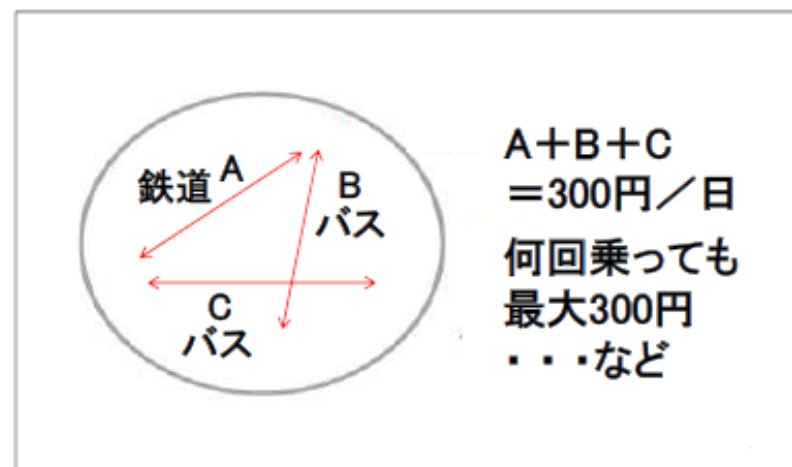
- 地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の効率化に支障
- また、**独占禁止法のカルテル規制に抵触**するおそれから、**ダイヤ、運賃等**の調整は困難

【改正案】

- 「地域公共交通利便増進事業」を創設**
⇒路線の効率化のほか、**「等間隔運行」**や**「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)」**等のサービス改善を促進
- 併せて、**独占禁止法特例法案(内閣官房提出)**により、乗合バス事業者間等の共同経営について、**カルテル規制を適用除外する特例を創設**



等間隔運行



定額制乗り放題運賃